

平成18年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋1-4-1日本橋一丁目ビルディング15階  
株式会社シンプレクス・テクノロジー  
代表取締役社長 金 子 英 樹

## 第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成18年6月23日（金曜日）17時までまでに到着するよう折返しご送付いただくか、インターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）より、平成18年6月25日（日曜日）24時までに議決権を行使いただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **平成18年6月26日（月曜日）午後7時**  
（お食事のご準備はございませんので、ご了承下さい）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル1階  
コンファレンススクエア エムプラス  
（末尾の会場案内図をご参照下さい）
3. 会議の目的事項  
報告事項 第9期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書報告の件  
決議事項  
第1号議案 第9期貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役5名選任の件  
第4号議案 当社の取締役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

#### 4. その他株主総会招集に関する決定事項

- ① 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
- ② 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いします。ただし、この両方が同日に着信した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

以 上

- 
- ◎添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.simplex-tech.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

## 添付書類

### 営業報告書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

#### 1. 営業の概況

##### (1) 営業の経過及び成果

当期の業績は、

売上高	4,765,625千円	(前期比 37.2 %増)
営業利益	1,146,030千円	(前期比 40.0 %増)
経常利益	1,137,527千円	(前期比 41.4 %増)
当期純利益	669,532千円	(前期比 51.4 %増)

となりました。

当期の業績において特記すべき事項は以下のとおりであります。

- ① 当期における主要顧客である金融機関のIT投資環境は、好転しております。金融フロンティア領域への投資マインドも、金融機関の収益力強化への取り組みを背景に堅調に拡大していると判断しております。金融機関向けシステム分野でブランド力が向上しつつある当社は、これまで培った信頼関係と顧客のニーズを確実に拾い上げ、5期連続して大幅な増収増益を達成することができました。
- ② 顧客別に見ると、現在の主要顧客である証券業界は、証券市場の活況を背景として、IT投資が非常に活発な状況にあります。一方、当社が売上拡大に注力している銀行業界は、さらなる合従連衡の動きがあり一時的にIT投資を控える動きもありましたが、統合が一段落した銀行を中心に金融フロンティア領域への投資を活発化する姿勢を見せ始めています。
- ③ ディーリング分野につきましては、株式分野で前期に引き続いて日興コーポリアル証券向け「株式ディーリングシステム」の全面リプレース案件を継続的に開発販売いたしました。債券分野においても、大手証券会社上位10社中8社に債券ディーリングシステムを販売するなど多数の顧客を開拓することができました。

当社は既に、金利系（債券・デリバティブ）、株式、為替と主要な金融商品を概ね網羅するシステムが完成しており、拡販体制は整いつつあります。

順調に売上を伸ばしており、証券業界では、当該分野における当社の高いブランドイメージが定着しており、今後もこの傾向は続くものと思われ  
ます。

- ④ インターネット取引システムは、インターネット外為証拠金取引システムの売上が好調に推移し、対前期比2.5倍と大幅な伸びを記録することができました。外為証拠金取引は、規制の強化をきっかけとしてシステム導入機運が急速に高まっており、その中でも評価の高い当社のシステムの引き合いが急増しており、当該分野のデファクトスタンダードとなっております。
- ⑤ 当期よりASP事業の第一弾として個人投資家向け株式リアルタイムトレーディングツール「SPRINT」の販売を開始しました。最初のユーザーとして松井証券、第2号ユーザーとして三菱商事フューチャーズ証券（平成18年6月開始予定）が決定しており、順調なスタートを切っております。
- ⑥ 売上総利益率が若干悪化（平成17年3月期 40.1%→平成18年3月期 38.5%）しました。

売上総利益率の主な変動要因としては、

  - i) 当期からスタートしたASP事業「SPRINT」の初期研究開発コストが膨らんだこと（利益率低下要因）  
—最初のユーザーである松井証券向けの開発と並行してバージョンアップ作業を実施したことから研究開発的コストが売上原価に含まれている。
  - ii) 外注費の平均コストが単価上昇に伴って増加したこと（利益率低下要因）
  - iii) 前期に大幅に低下した保守の利益率が通常に戻ったこと（利益率上昇要因）によるものであります。
- ⑦ 平成17年9月1日に東証一部に上場いたしました。会社設立から7年11ヶ月と非常に短い期間で東証一部上場を果たせましたのは、皆様のご支援の賜物でございます。今後とも皆様の信頼とご期待にお応えすべく、業績の拡大にまい進してまいります。なお、これに伴って株式上場関連費用として、営業外費用に22,475千円を計上しております。

製品種類別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 8 期 (平成17年3月期)		第 9 期(当期) (平成18年3月期)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
システムインテグレーション*1	千円 2,564,844	% 73.9	千円 3,461,829	% 72.7	千円 896,985	% 35.0
(うちコンサルティング)	421,167	12.1	314,514	6.6	△106,653	△25.3
(うち受託開発)	1,564,900	45.1	2,165,598	45.5	600,698	38.4
(うちパッケージ)	578,777	16.7	981,716	20.6	402,939	69.6
システム保守	539,451	15.5	844,179	17.7	304,727	56.5
そ の 他	368,763	10.6	459,616	9.6	90,853	24.6
合 計	3,473,061	100.0	4,765,625	100.0	1,292,565	37.2

\*1 案件規模の大規模化に伴って、コンサルティング、受託開発、パッケージの区分が困難になってきたためこれを統合し、当期からシステムインテグレーションと表示しております。

## (2) 資金調達の状況

ストックオプションの行使により110,848千円の資金調達を行っております。

## (3) 設備投資の状況

業務拡大に伴い、当期中44,879千円（器具備品39,700千円ほか）の設備投資をいたしました。

#### (4) 営業成績及び財産の状況の推移

最近4年間の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	第 6 期 (平成15年3月期)	第 7 期 (平成16年3月期)	第 8 期 (平成17年3月期)	第 9 期 (当期) (平成18年3月期)
売 上 高 (千円)	2,054,092	2,634,594	3,473,061	4,765,625
経 常 利 益 (千円)	422,909	555,180	804,653	1,137,527
当 期 純 利 益 (千円)	232,715	315,049	442,117	669,532
1株当たり当期純利益 (円)	9,728.69	13,248.58	3,520.70	1,081.63
総 資 産 (千円)	1,891,954	2,141,352	2,874,078	4,018,127
純 資 産 (千円)	1,329,581	1,628,795	2,078,883	2,764,319

- (注) 1. 千円未満は、切り捨てて表示しております。
2. 当社は平成16年5月20日付で株式1株につき5株の分割を、また、平成18年1月5日付で株式1株につき5株の分割を行っております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
4. 平成18年3月期の業績につきましては、前記(1)「営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

#### (5) 会社が対処すべき課題

金融業界は、グローバル競争の波の中で、激動の時代を迎えています。特に、ディーリングやインターネット取引といった金融フロンティア領域においては、ITの活用が必須となっており、IT戦略の巧拙が金融機関の収益性に大きく影響し、存続をも左右する状況となっております。当社は、日本発の金融ハイテクベンチャーとして、金融ノウハウとIT戦略の両面から金融機関の100%フル・サポートをコミットする真のパートナーとなり、クライアントである金融機関のビジネスを成功に導くために、下記の課題に取り組んでいく必要があると考えております。

##### ① 経営環境—金融フロンティア領域への投資需要の喚起

当社は、金融機関の収益力の向上及び金融再生を支援するため、最先端のツール（システム）を提供する会社であり続けたいと考えております。

このような理想を実現するため、当社は金融フロンティア領域のパイオニアとして、コンサルティング等を通して同領域への投資の必要性を訴え、欧米並みの投資需要を喚起していくことが必要であると考えております。

② 開発面－製品群のフルライン化、シームレス化対応

規制緩和、制度変更、銀行再編による統合作業の終了等の結果、当社がフォーカスしている金融フロンティア領域における需要拡大が本格化しはじめております。

よって、当社が、金融ハイテクベンチャーとしてトップの座を勝ち取るために、当該領域における製品及びサービスのフルライン化・シームレス化を進めることが、最重要課題であると認識しております。

また、当社の高いブランドイメージを維持するために、高品質な製品の開発を継続していく必要があります。現在の開発体制に加え、将来的にも高品質な製品開発を維持できる体制の構築が重要な課題であると認識しております。

③ 営業面－マーケットニーズに合った新製品の開発

急速に拡大している金融フロンティア領域の市場のニーズに応えるべく、最先端の金融商品、技術動向を素早く取り入れタイムリーに新製品を開発し、市場に投入していきます。このため継続的なマーケティング活動は必要不可欠であると認識しております。

セールス&マーケティング部門は、人員の拡充を進めており、より強化された体制となっております。

既に顧客となっている準大手以上の証券会社へのアカウントセールスのチャンネルに加え、都銀に代表される大手金融機関へのチャンネル及び中小金融機関へのアクセスに重要な役割を果たすシステムインテグレーター各社へのチャンネルを強化しており、実際に多くの販売実績が上がってきております。

今後これらのセールスチャンネルをより強化していく計画であります。

④ 収益構造の強化－パッケージ販売の拡大によるノウハウ集約型ビジネスモデルの確立

現在は、システムの受託開発が収益の中心となっておりますが、今後、パッケージ商品、コンサルティング、保守、ASP等のサービスを充実させることにより、労働集約型ビジネスからノウハウ集約型ビジネスへの構造の転換をより一層鮮明にいたします。

製品ラインナップの強化により、経常的収益を増加させるとともに、より積極的に収益機会を確保していきます。

⑤ 人材面－採用活動の充実

当社では外注コンサルタントも含め、この数年で従業員数が大幅に増加しておりますが、引き続き質の高い人材を確保し、ノウハウ・知識・技術

を、組織的に共有し発展させる必要があります。国籍、年齢、性別を問わず世界各国から優秀な人材のみを採用しておりますが、今後も採用活動を活発に行い、開発人員の増加を図る必要があります。

さらに、継続的な人員採用活動とともに同業他社のM&A等による人材の確保も視野に入れ検討を進めております。また、社内インフラをさらに整備し、情報の共有化を進めるとともに、新たな人事評価・給与体系・研修プログラムを制度化することにより、人材の一層のレベルアップを図ることを目指します。

#### ⑥ 新事業分野への進出

平成19年3月期までは、現在の事業ドメインである金融フロンティア領域でのシステム開発事業に特化する方針でおります。しかし、当該事業ドメインへの特化では、成長性に限界があることから、当社のさらなる成長のためには、将来的には新事業分野への進出が必要不可欠です。当該事業でのNO. 1プレイヤーを目指すとともに、新事業分野への進出も模索していきます。

新事業分野の選定においては、参入障壁が高く、結果として価格競争に巻き込まれない形で高い利益率を確保できる分野を中心に選定し、NO. 1を目指せる分野を開拓していく方針です。

これらの事業戦略により、安定した成長、収益性の向上に努め、企業価値の拡大及び社会貢献を達成したいと考えております。

## 2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

### (1) 主な事業内容

- ① 金融機関向け業務コンサルティング及びコンピュータシステムコンサルティングの提供
- ② 金融機関向けコンピュータシステムの受託開発
- ③ 金融機関向けコンピュータソフトウェアの使用許諾
- ④ 金融機関向けコンピュータシステムのアウトソーシングサービスの提供
- ⑤ 金融機関向けコンピュータソフトウェアのASPサービスの提供
- ⑥ コンピュータシステム開発業務全般
- ⑦ 上記事業に付随するコンピュータハードウェア・コンピュータソフトウェア等の販売
- ⑧ 資産運用に関するリスク・マネジメントの研究及び資料の収集並びに情報の提供
- ⑨ 前各号に付帯する一切の事業

### (2) 主要な事業所

本社 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング15階

### (3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 2,200,000株
- ② 発行済株式の総数 580,735株
- ③ 株主数 14,260名

(注) 会社が発行する株式の総数は、平成17年12月2日付取締役会で決議された株式分割に伴い平成18年1月5日をもって1,760,000株増加しております。  
発行済株式の総数は、期中に、上記株式分割により458,524株増加、またストックオプションの行使により9,846株増加、合計468,370株増加しております。

#### ④ 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

新株予約権の数

7,805個

目的となる株式の種類及び数

普通株式 53,445株

新株予約権の発行価額

無償

(注) 上記以外に、旧商法に基づく新株引受権については、以下のものがあります。

##### ① 平成12年6月26日発行の新株引受権

目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,530株

株式の発行価額

1,000円

##### ② 平成13年3月30日発行の新株引受権

目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,855株

株式の発行価額

1,000円

##### ③ 平成13年10月25日発行の新株引受権

目的となる株式の種類及び数

普通株式 6,545株

株式の発行価額

1,100円

なお、新株引受権の目的となる株式の種類及び数等については、貸借対照表の注記2.に記載のとおりです。

⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
三 上 芳 宏	109,694株	18.9%	一株	－%
金 子 英 樹	40,735	7.0	－	－
五 十 嵐 充	36,250	6.2	－	－
福 山 啓 悟	34,750	5.9	－	－
田 中 健 一	30,500	5.2	－	－
日興コーディアル・ホールディングス・ リミテッド東京支店	25,000	4.3	－	－
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	24,838	4.2	－	－
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー	11,700	2.0	－	－
日本証券金融株式会社	10,392	1.7	－	－
四 塚 利 樹	9,500	1.6	－	－

(4) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
144名(138)	14名増	32.6歳	2.8年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は（ ）内に期末の人員を外数で記載しております。

2. 事業拡大に伴い人員が増加しております。

## (5) 企業結合の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社シンプレクス・ ビジネス・ソリューション	10,000千円	100.0%	特定の金融機関向けシステム・ コンサルティング業務
トリナバム・ソフトウェア・プライ ベート・リミテッド(インド)	1,420	70.0	システム開発業務

### ② 企業結合の経過及び成果

上記の重要な子会社2社を含めた連結売上高は4,765,625千円となり、連結当期純利益は670,002千円となりました。

## (6) 取締役及び監査役の状況

### ① 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	金子英樹	
取締役副社長	五十嵐充	金融フロンティアグループ担当
取締役副社長	田中健一	金融フロンティアグループ担当
取締役副社長	福井康人	セールス&マーケティンググループ担当
取締役(非常勤)	四塚利樹	早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授
常勤監査役	宮地巖	
監査役	中条稔夫	
監査役	倉澤和夫	弁護士

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区 分	人 数	当期の支払報酬額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	2名	31,200千円	月額10百万円 (使用人兼務取締役の使用人給与を含まず)
監 査 役	3名	8,400千円	月額1百万円
計	5名	39,600千円	—

(注) 1. 上記のほか、報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額として次の支払があります。

- ① 役員賞与金  
取締役(4名) 50百万円
- ② 使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与を含む)  
75百万円
- ③ ストックオプションとして取締役及び監査役に付与した新株予約権の無償交付内容については後記「(8) 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の内容」に記載のとおりであります。

2. 期末日現在の取締役の人数は5名であります。

(7) 現に発行している新株予約権

ア 平成14年11月12日発行の新株予約権

- ① 新株予約権の数  
229個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式5,725株
- ③ 新株予約権の発行価額  
無償

イ 平成15年5月22日発行の新株予約権

- ① 新株予約権の数  
8個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式200株
- ③ 新株予約権の発行価額  
無償

ウ 平成15年7月24日発行の新株予約権

① 新株予約権の数

484個

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式12,100株

③ 新株予約権の発行価額

無償

エ 平成16年7月26日発行の新株予約権

① 新株予約権の数

3,792個

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式18,960株

③ 新株予約権の発行価額

無償

オ 平成17年10月26日発行の新株予約権

① 新株予約権の数

3,292個

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式16,460株

③ 新株予約権の発行価額

無償

なお、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権につきましては、貸借対照表の注記2.に記載しております。

(8) 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の内容

ア. 平成17年10月26日発行の新株予約権

- ① 発行した新株予約権の数  
3,300個（新株予約権1個につき5株）
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式16,500株
- ③ 新株予約権の発行価額  
無償
- ④ 権利行使時の1株当たりの払込金額  
57,000円
- ⑤ 新株予約権の行使期間  
平成19年10月27日から平成27年6月27日
- ⑥ 行使の条件

1. 権利行使期間別の行使可能株式数を以下のとおりとする。

権利者は、付与された新株予約権を、次の各号に掲げる期間の区分に従い、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、権利者が行使することができる本新株予約権に係る株式数が1株の整数倍でないときには、1株式の整数倍に切り上げた数とする。

- I. 起算日から1年を経過した日までは、権利を付与された株式数の10分の2に達するまで権利を行使することができる。
- II. 起算日から2年を経過した日までは、権利を付与された株式数の10分の4に達するまで権利を行使することができる。
- III. 起算日から3年を経過した日までは、権利を付与された株式数の10分の6に達するまで権利を行使することができる。
- IV. 起算日から4年を経過した日までは、権利を付与された株式数の10分の8に達するまで権利を行使することができる。
- V. 起算日から4年を経過した日の翌日から、平成27年6月27日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

(注1) 前項において「起算日」とは、新株予約権を付与した日から2年を経過した日の翌日とする。

(注2) 権利付与日以降、未行使の新株予約権の目的たる株式の数の調整が行われた場合は、調整後の株式数により行使可能株式数の判定を行う。

2. 新株予約権の全部または一部につき、取締役会の承認を得た場合を除いて、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分をすることができない。
  3. 新株予約権は、権利者が会社または関係会社を退職し、取締役、監査役及び従業員でなくなった場合、取締役会が行使を認めた場合を除いて、その権利を失う。ただし、いずれの場合も当社取締役会において決定する条件によるものとする。
  4. その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
- ⑦ 消却の事由と条件
- 当社は、いつでも当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- ⑧ 有利な条件の内容
- 当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行した。

⑨ 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数

ア. 当社取締役

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
金子英樹	1,330個	普通株式6,650株
福井康人	100個	普通株式 500株
五十嵐充	100個	普通株式 500株
田中健一	100個	普通株式 500株

イ. 当社従業員（上位10名）

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
奥山高啓	200個	普通株式1,000株
戸田英芳	64個	普通株式 320株
小野澤健治	64個	普通株式 320株
両澤輝昇	64個	普通株式 320株
古賀卓	64個	普通株式 320株
杉浦英和	64個	普通株式 320株
五十嵐博	64個	普通株式 320株
矢島洋一郎	64個	普通株式 320株
澤田正憲	60個	普通株式 300株
石原剛	40個	普通株式 200株

ウ. 区分ごとの数

付与対象	人数	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社従業員	79名	1,670個	普通株式 8,350株

(注) 「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「権利行使時の1株当たりの払込金額」については、平成18年1月5日付の株式分割後の数字となっております。

### 3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特記すべき重要な事実はありません。

(注) この営業報告書に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,282,816</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,250,748</b>
現金及び預金	1,494,965	買掛金	405,814
売掛金	1,308,599	未払金	124,144
仕掛品	389,744	未払費用	297,706
繰延税金資産	41,200	未払法人税等	359,583
その他	48,306	未払消費税等	42,823
<b>固 定 資 産</b>	<b>735,311</b>	前受金	3,990
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>177,851</b>	預り金	16,685
建物	88,366	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,060</b>
器具備品	234,365	繰延税金負債	3,060
建設仮勘定	2,570	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,253,808</b>
減価償却累計額	△147,449	<b>資 本 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>121,368</b>	<b>資 本 金</b>	<b>340,259</b>
電話加入権	364	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>288,679</b>
販売権	88,000	資本準備金	288,679
ソフトウェア	33,004	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,135,380</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>436,091</b>	任意積立金	8,613
投資有価証券	80,000	特別償却準備金	8,613
子会社株式	10,994	当期末処分利益	2,126,767
敷金保証金	301,032	<b>資 本 合 計</b>	<b>2,764,319</b>
保険積立金	1,165	<b>負 債 ・ 資 本 合 計</b>	<b>4,018,127</b>
その他投資	42,900		
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,018,127</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
売上高	4,765,625	4,765,625
営業費用		
売上原価	2,928,930	
販売費及び一般管理費	690,665	3,619,595
営業利益		1,146,030
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	32	
事務手数料収入	24,800	
雑収入	0	24,832
営業外費用		
為替差損	73	
株式上場関連費用	22,475	
新株発行費	10,786	33,334
経常利益		1,137,527
特別損益の部		
特別損失		
固定資産除売却損	656	656
税引前当期純利益		1,136,871
法人税、住民税及び事業税	484,879	
法人税等調整額	△17,540	467,339
当期純利益		669,532
前期繰越利益		1,457,234
当期末処分利益		2,126,767

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 仕掛品……………個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法。ただし建物（附属設備は除く）は定額法  
なお、主な耐用年数は次の通りであります。  
建物 8～38年 器具備品 4～15年
- (2) 無形固定資産……………定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

- 新株発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については、見積繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表注記)

1. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ機器の一部についてはリース契約により使用しております。

資 産 の 物 件 名	数 量
サーバー	一式

2. 旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議を実施し、以下の新株の発行を請求する権利（ストックオプション）を付与しております。

総 会 決 議 日	株式の種類	新株発行予定残数	発行価額	権 利 行 使 期 間
平成12年6月26日	普通株式	4,530株	1,000円	平成14年8月8日～平成22年6月26日
平成13年3月30日	普通株式	1,855株	1,000円	平成15年3月31日～平成23年3月30日
平成13年10月25日	普通株式	6,545株	1,100円	平成15年10月26日～平成23年10月25日

(損益計算書注記)

1. 1株当たり当期純利益 1,081円63銭
2. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額 63,664千円

## 利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	2,126,767,338
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	4,115,221
合 計	2,130,882,559
これを次のとおり処分いたします。	
配 当 金 (1 株 に つ き 120円)	69,688,200
役 員 賞 与 金	55,000,000
次 期 繰 越 利 益	2,006,194,359

- (注) 1. 特別償却準備金は、租税特別措置法の規定に基づくものであります。  
 なお、税効果会計適用に伴い、税効果考慮後の金額であります。
2. 役員賞与金には監査役賞与金は含まれておりません。

## 監査役の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

平成18年 5月26日

株式会社シンプレクス・テクノロジー  
代表取締役社長 金子 英樹 殿

常勤監査役 宮 地 巖 ㊟  
監 査 役 中 条 稔 夫 ㊟  
監 査 役 倉 澤 和 夫 ㊟

私たち監査役は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第9期営業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

監査役は、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第9期貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、前記添付書類（18頁から22頁まで）に記載のとおりであります。

配当金につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、1株につき120円とさせていただきますと存じます。

また、役員賞与金につきましては、当期の業績を考慮して、取締役3名に対し、前期より500万円増額し、5500万円支給させていただきますと存じます。

貸借対照表及び損益計算書の承認に関する取締役会の意見の要旨

貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

貸借対照表及び損益計算書の承認に関する監査役の意見の要旨

添付書類（23頁）監査役の監査報告書に記載のとおりであります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）の施行に伴い、定款の一部変更を行うものであります。

① 当社が設置する機関を定めるため、変更案第4条を新設するものであります。

② 株式に係る株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条を新設するものであります。

③ 端株制度の廃止に伴い、現行定款第7条を削除するものであります。

④ 定時株主総会の議決権の基準日について定める現行定款第8条第1項を変更案第12条に移設し、所要の変更を行うとともに、現行定款第8条第2項を削除するものであります。

⑤ 株主総会参考書類等の一部をインターネットを使用する方法で開示することを可能とするため、変更案第17条を新設するものであります。

⑥ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、取締役会決議があったものとみなすことができるよう変更案第24条第2項を新設するものであります。

- ⑦ 社外監査役に対する責任を法令で認められている範囲に限定することにより、多彩な人材を社外監査役として招聘することを可能とするため、変更案第39条第2項を新設するものであります。
  - ⑧ その他、該当条項、用語及び表現等の変更に伴い、所要の変更を行うものであります。
- (2) 事業の多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的の追加を行うものであります。
- (3) その他各条文の字句及び表現の整備を行うとともに、条文の新設および削除に伴う条数の変更を行うものであります。
- なお、変更案第6条（発行可能株式総数）については、平成18年1月5日付で実施した株式分割に伴い、44万株から220万株に増加しております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

### 現行定款・変更定款案対照表

(下線部分は変更部分)

現行定款	変更定款案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～5. (条文省略)	1.～5. (現行どおり)
(新設)	<u>6. コンピュータシステムを利用したコンサルティング、企画、システム設計、開発、販売、賃貸、運用業務</u>
(新設)	<u>7. インターネットおよび情報ネットワークシステムを利用したコンサルティング、企画、システム設計、開発、販売、賃貸、運用業務</u>
<u>6. コンピュータシステム開発業務全般</u>	<u>8. コンピュータシステム開発業務全般</u>
(新設)	<u>9. 情報処理サービスおよび情報提供サービス</u>
(新設)	<u>10. 広告の企画および制作ならびに広告代理店業務</u>
<u>7. 上記事業に付随するコンピュータハードウェア・コンピュータソフトウェア等の販売</u>	<u>11. 上記事業に付随するコンピュータハードウェア・コンピュータソフトウェア等の販売</u>
<u>8. 資産運用に関するリスク・マネジメントの研究及び資料の収集並びに情報の提供</u>	<u>12. 資産運用に関するリスク・マネジメントの研究および資料の収集ならびに情報の提供</u>
(新設)	<u>13. 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u>
(新設)	<u>14. 有料職業紹介事業</u>

現行定款	変更定款案
(新設)	<u>15. 証券仲介事業</u>
(新設)	<u>16. 企業への出資および融資</u>
(新設)	<u>17. 企業への人事、経理、総務業務等</u>
	<u>に関するコンサルティングおよびア</u>
	<u>ウトソーシング業務の受託</u>
9. 前各号に付帯する一切の事業	18. 前各号に付帯する一切の事業
(新設)	19. 前各号に関する事業を営む会社の
	<u>株式を保有することによる当該会社</u>
	<u>の事業活動の支配および管理</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(新設)	<u>(機関)</u>
	第4条 当社は、株主総会および
	<u>取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	1. <u>取締役会</u>
	2. <u>監査役</u>
	3. <u>監査役会</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、電子公告	第5条 当社の公告は、電子公告
により行う。ただし、電子公告によ	りにより行う。ただし、電子公告によ
ることができない事故その他のやむ	ることができない事故その他のやむ
を得ない事由が生じたときは、日本	を得ない事由が生じたときは、日本
経済新聞に掲載して行う。	経済新聞に掲載して行う。

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、220万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(端株の買増し)</p> <p>第7条 当社の端株を有する端株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、220万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更定款案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>選定する</u>。</p> <p>3 当社の<u>株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り及び買増し、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り及び買増し、届出の受理その他株式に関する取扱い並びに手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による</u>。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>定める</u>。</p> <p>3 当社の<u>株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による</u>。</p>

現行定款	変更定款案
<p data-bbox="262 170 454 196">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="169 207 396 232">第11条 (条文省略)</p> <p data-bbox="184 326 253 352">(新設)</p> <p data-bbox="184 470 371 495">(株主総会の招集)</p> <p data-bbox="169 506 554 568">第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="169 579 554 712">2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="184 722 324 748">(決議の方法)</p> <p data-bbox="169 759 554 892">第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、<u>出席した株主</u>の議決権の過半数で行なう。</p> <p data-bbox="169 975 554 1108">2 <u>商法第343条第1項に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p data-bbox="658 170 851 196">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="566 207 820 232">第11条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="580 326 854 352"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p data-bbox="566 362 955 461">第12条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p data-bbox="580 470 771 495">(株主総会の招集)</p> <p data-bbox="566 506 955 568">第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="566 579 955 712">2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="580 722 723 748">(決議の方法)</p> <p data-bbox="566 759 955 964">第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="566 975 955 1146">2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によつて</u>、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、<u>取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条の2 当社は、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、<u>または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与<u>その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)</u>の<u>会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の<u>会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p data-bbox="199 170 516 231">第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p data-bbox="169 243 554 303">第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="183 314 300 341">(選任方法)</p> <p data-bbox="169 352 554 412">第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="169 423 554 556">2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p data-bbox="183 601 253 628">(任期)</p> <p data-bbox="169 639 554 737">第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="169 783 554 881">2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p>	<p data-bbox="599 170 916 231">第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p data-bbox="568 243 954 303">第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="583 314 700 341">(選任方法)</p> <p data-bbox="568 352 954 412">第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="568 423 954 594">2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="583 601 652 628">(任期)</p> <p data-bbox="568 639 954 772">第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p data-bbox="568 783 954 916">2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(補欠監査役)</p> <p>第29条 当社は、法令で定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、監査役の補欠者（以下「補欠監査役」という。）を予め選任（以下「予選」という。）することができる。補欠監査役の選任決議は、総株主の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>2 予選の効力は、当該選任のあつた株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>3 補欠監査役が監査役に就任した場合のその監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p> <p>第32条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第35条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、<u>または</u>電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令<u>または</u>本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第35条の2</u> 当社は、監査役の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p><u>第36条</u> 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>一年</u>とし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p><u>第37条</u> 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第40条</u> 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第41条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2</u> 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は、任期満了となります。  
つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 の株式の数
1	金子英樹 (昭和38年9月1日生)	昭和62年3月 一橋大学法学部卒業 昭和62年4月 アーサーアンダーセン ア ンド カンパニー（現アク センチュア（株））入社 コンサルティング部門シニ ア・スタッフ 平成2年11月 キャッツ ジャパン入社 アカウント・マネージャ 平成3年11月 ソロモン・ブラザーズ・ア ジア証券会社入社 デリバ ティブ・アナリシス部 Vice President 平成9年9月 当社入社 マネージング・ ディレクター 平成12年8月 当社代表取締役社長（現 任） 平成16年11月 （株）シーエムディーリ サーチ 取締役（現任）	40,735株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
2	五十嵐 充 (昭和36年12月5日生)	<p>平成元年4月 カリフォルニア大学パークレー校 理工学部卒業</p> <p>平成元年5月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 Fixed Income トレーディング部門 Vice President</p> <p>平成4年10月 パークレー・リサーチ&amp;トレーディング(米国、カリフォルニア州) ファイナンシャル・リサーチャー</p> <p>平成7年6月 インフィニティ・ファイナンシャル・テクノロジー(米国、カリフォルニア州) ファイナンシャル・エンジニア</p> <p>平成9年9月 当社入社 マネージング・ディレクター</p> <p>平成12年8月 当社取締役副社長 金融フロンティアグループ担当(現任)</p> <p>平成13年4月 (株) シンプレクス・ビジネス・ソリューション(旧社名(株) シンプレクス・コンサルティング) 代表取締役(現任)</p>	36,250 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 の株式の数
3	田 中 健 一 (昭和38年6月27日生)	昭和62年3月 早稲田大学商学部卒業 昭和62年4月 アーサーアンダーセン ア ンド カンパニー (現アク センチュア (株) ) 入社 平成3年4月 モルガン・スタンレー証券 会社入社 平成9年3月 ソロモン・ブラザーズ・ア ジア証券会社入社 Vice President 平成9年9月 当社入社 マネージング・ ディレクター 平成12年8月 当社取締役副社長 金融フ ロンティアグループ担当 (現任)	30,500 株
4	福 井 康 人 (昭和40年2月2日生)	昭和63年3月 山梨大学工学部卒業 昭和63年4月 伊藤忠テクノサイエンス (株) 入社 平成4年7月 ソロモン・ブラザーズ・ア ジア証券会社入社 平成5年12月 リーマンブラザーズ証券入 社 平成8年8月 K I F &カンパニー (株) 設立 平成13年10月 当社入社 マネージング・ ディレクター 平成16年6月 当社取締役副社長 セール ス&マーケティング部門担 当 (現任)	4,039 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
5	四 塚 利 樹 (昭和33年10月27日生)	昭和56年3月 京都大学経済学部卒業 昭和58年3月 大阪大学大学院経済学研究 科修士課程修了 昭和62年6月 マサチューセッツ工科大学 大学院修了 経済学博士号 取得 昭和62年7月 シカゴ大学ビジネススクー ル助教授 平成元年7月 ソロモン・ブラザーズ・ア ジア証券会社入社 平成7年1月 同社マネージング・ディレ クター 平成9年4月 法政大学経営学部教授 平成9年10月 当社取締役（現任） 平成14年4月 一橋大学客員教授 平成16年4月 早稲田大学大学院ファイナ ンス研究科教授（現任）	9,500 株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 四塚利樹氏は、社外取締役候補者であります。

## 第4号議案 当社の取締役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、および、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主のベクトルと取締役および従業員のベクトルを一致させることにより、株主の利益を重視した経営を一層推進することを目的として、ストックオプションとして、当社の取締役および従業員に対し、無償で新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役および従業員

#### 【新株予約権発行の要領】

#### 1. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式17,000株を上限とする。このうち、取締役4名に対しては、当社普通株式6,000株を上限とする。

ただし、下記2.により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

#### 2. 発行する新株予約権の総数

17,000個を上限とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株）。このうち、取締役4名に対しては、6,000個を上限とする。

(1) 本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）以降、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 決議日以降、合併等により当社が存続しなくなった場合、新株式の株主割当を行う場合、時価を下回る価格での新株発行を行う場合、その他付与株数を調整すべき事由が生じた場合には、株数を適切に調整するも

のとする。

(3) 決議日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数について当社は必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額（終値のない日を除く。1円未満の端数は切り上げる。）、または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

(1) 割当日以降、株式の分割または併合が行われる場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) また上記のほか、割当日以降、新株式の株主割当、時価を下回る価格での新株発行、その他行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、かかる事由の株価に対する影響を勘案して行使価額を適切に調整するものとする。

(3) さらに、割当日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

(4) また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(5) ただし、新株予約権の行使による場合は行使価額の調整は行わない。

5. 新株予約権の権利行使期間

割当日から3年を経過した日の翌日～平成28年6月25日

## 6. 新株予約権の行使の条件

(1) 権利行使期間別の行使可能数を以下のとおりとする。

権利者は、付与された新株予約権を、次の各号に掲げる期間の区分に従い、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、権利者が行使することができる新株予約権の数が1の整数倍でないときには、1の整数倍に切り上げた数とする。

- ① 起算日から1年を経過した日までは、権利を付与された数の10分の2に達するまで権利を行使することができる。
- ② 起算日から2年を経過した日までは、権利を付与された数の10分の4に達するまで権利を行使することができる。
- ③ 起算日から3年を経過した日までは、権利を付与された数の10分の6に達するまで権利を行使することができる。
- ④ 起算日から4年を経過した日までは、権利を付与された数の10分の8に達するまで権利を行使することができる。
- ⑤ 起算日から4年を経過した日から、平成28年6月25日までは、権利を付与された数のすべてについて権利を行使することができる。

(注1) 前項において「起算日」とは、割当日から3年を経過した日の翌日とする。

(注2) 割当日以降、未行使の新株予約権の目的たる株式の数の調整が行われた場合は、調整後の株式数により行使可能株式数を算出する。

- (2) 新株予約権の全部または一部につき、取締役会の承認を得た場合を除いて、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分をすることができない。
- (3) 権利者が会社または関係会社を退職し、取締役、監査役および従業員でなくなった場合、取締役会が行使を認めたときを除いて、その新株予約権を行使することができない。ただし、いずれの場合も当社取締役会において決定する条件によるものとする。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

## 7. 新株予約権の取得、消却事由及び条件

(1) 権利者が権利行使前に6.(3)により、新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画もしくは分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は新株予約権を無償で取得し、消却する

ことができるものとする。

(3) その他当社と新株予約権の対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定められた条件に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 割当日など

新株予約権の割当日、その他細目事項は、取締役会決議により決定するものとする。

以 上

(ご参考)

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,295,550</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,250,748</b>
現金及び預金	1,507,151	買掛金	405,814
売掛金	1,308,599	未払金	124,144
仕掛品	389,054	未払費用	297,706
繰延税金資産	42,426	未払法人税等	359,583
その他流動資産	48,318	未払消費税等	42,823
<b>固 定 資 産</b>	<b>715,229</b>	前受金	3,990
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>177,861</b>	預り金	16,685
建物	88,366	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,060</b>
器具備品	234,714	繰延税金負債	3,060
建設仮勘定	2,570	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,253,808</b>
減価償却累計額	△147,789	<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>383</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>121,368</b>	<b>資 本 の 部</b>	
電話加入権	364	<b>資 本 金</b>	<b>340,259</b>
販売権	88,000	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>288,679</b>
ソフトウェア	33,004	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,127,733</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>415,999</b>	<b>為 替 換 算 調 整 勘 定</b>	<b>△84</b>
投資有価証券	70,902	<b>資 本 合 計</b>	<b>2,756,587</b>
敷金保証金	301,032	<b>負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 合 計</b>	<b>4,010,779</b>
保険積立金	1,165		
その他投資	42,900		
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,010,779</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成17年4月1日から)  
(平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益	4,765,625	4,765,625
営業費用	2,928,930	
売上原価	690,922	3,619,852
販売費及び一般管理費		
営業利益		1,145,773
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	32	
事務手数料収入	24,800	
持分法投資利益	793	
雑収入	0	25,625
営業外費用		
株式上場関連費用	22,475	
新株発行費用	10,786	
為替差損	73	33,334
経常利益		1,138,064
特別損益の部		
特別損失		
固定資産除売却損	656	656
税金等調整前当期純利益		1,137,408
法人税、住民税及び事業税	484,949	
法人税等調整額	△17,540	467,409
少数株主損失		3
当期純利益		670,002

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数	2社
会社の名称	株式会社シンプレクス・ビジネス・ソリューション トリナバム・ソフトウェア・プライベート・リミテッド（インド）

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数	1社
会社の名称	株式会社シーエムディーリサーチ

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結子法人等の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券  
時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法。ただし建物（附属設備は除く）は定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 8～38年 器具備品 4～15年

無形固定資産……………定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 繰延資産の処理方法

新株発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については、見積繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

該当事項はありません。

(連結損益計算書の注記)

1 株当たり当期純利益

1,082円46銭

(重要な後発事象注記)

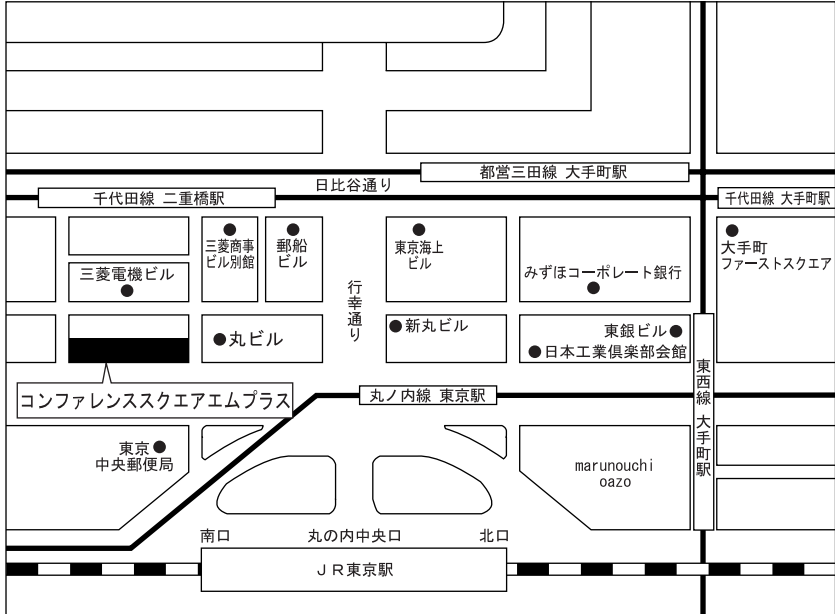
特記すべき重要な事実はありません。

# 株主総会会場ご案内

東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル1F

Tel : 03-3282-7777

コンファレンススクエア エムプラス



## 交通のご案内

### ● JR線

「東京駅」(丸の内南口) ..... 徒歩 約3分  
京葉線「東京駅」10番出口より直結

### ● 地下鉄線

千代田線「二重橋前駅」4番出口 ..... 徒歩 約2分  
丸ノ内線「東京駅」地下道経由 ..... 徒歩 約3分  
都営三田線「大手町駅」D1出口 ..... 徒歩 約4分  
東西線「大手町駅」B1出口 ..... 徒歩 約6分